

半田市立半田病院児童虐待防止委員会設置要綱

(設置)

第1条 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)に基づき、半田市立半田病院を受診する児童の虐待被害を早期に発見するとともに、その再発を防止するため、半田市立半田病院児童虐待防止委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 児童相談所等への通告に関すること。
- (2) 死亡した児童から臓器提供があった場合、虐待の有無について審査を行うこと。
- (3) その他児童虐待防止に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医師 若干名
- (2) 看護師 若干名
- (3) 事務職員 2名

2 前項の委員は、院長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合は、補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、小児科統括部長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(定足数等)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

2 審査の判定は、出席委員全員の合意をもって決するものとする。

(倫理的配慮)

第7条 委員会は、児童に虐待が行われたかどうかの判定に関し、倫理上の問題を生じるおそれのある場合は、半田市立半田病院倫理委員会に審議を依頼するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務局管理課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月12日から施行する。